新教区改編概要II

2024年7月1日発足予定

教区及び組の改編に向けて -VOL.4-(2023年12月15日現在)

長浜教区·京都教区 新教区準備委員会

目 次

1.	新教区の概要について	1頁
2.	長浜教区·京都教区新教区準備委員会議決事項報告書(案) ····	3 頁
3.	教化関係資料 1	0 頁
4.	長浜特区関係資料 2	9頁
5	新教区の予算概要 3	5 頁

用語の整理

新教区・・・・2024年7月1日発足予定の京都教区のこと

新京都教区・・2024年7月1日発足予定の京都教区のこと

両教区・・・・現在の長浜教区・京都教区のこと

旧教区・・・・現在の長浜教区・京都教区のこと

長浜教区・・・現在の長浜教区のこと

京都教区・・・現在の京都教区のこと

資料中の寺院・教会数は、解散承認がなされていたとしても、清算結了 登記が完了しておらず、寺籍が削除されていない場合には、数に含まれて おります。

新教区の概要について

教区改編統括教務所長 宮戸 弘

はじめに

教区及び組の改編は、宗務改革推進委員会の報告に基づき、著しい社会状況の変化 に即応し、将来にわたり同朋会運動の更なる推進に必要な教化体制及び財政基盤の確 立並びに効果的な地方宗務機関の再編成を目的とした極めて重要な取り組みです。

長浜教区・京都教区では2022年6月の地方協議会、7月~8月の長浜・京都両教区の教区会・教区門徒会(臨時会)において合意された7つの事項に基づき、「新教区準備委員会」(両教区の参事会員・常任委員会委員:36名にて組織)を設置し、教化・組織、財務、長浜特区の三小委員会において、2024年7月の新教区発足に向けて必要となる様々な内容について、協議を重ねてまいりました。新教区における組織並びに財務の方針に関しては、昨年の8月~9月に各位のご協力をいただき、各組巡回において、『教区改編概要(VOL.3)』をもってご説明いたしたことであります。

このたび、『教区改編概要II(VOL.4)』を作成し、これまで調整協議しておりました教化の方針が定まりましたのでご報告申し上げます。

また、前回の各組巡回において皆様からいただいたご提言について、さらに協議を 重ねた結果、変更となりました内容についてもご報告いたします。

1. 新教区の教化について

新教区の教化委員会の体制並びに教化方針は、合意事項である「地区制の導入と出会いと交流の場が生まれる仕組みづくり」、「教学研鑽機関の設置」を基本とし、「教化推進本部調整協議会」(両教区の教化(推進)本部員を中心に18名にて組織)において、昨年の2月より、全体会を9回、正副本部長会を5回、両教区の部門・部会間懇談会を4回開催いただき、策定をいたしました。

また、教化基本条例第5条第2項に定められる「部落差別問題に学ぶ同朋協議会」の活動方針は、昨年の3月より、「部落差別問題に関する改編協議会」(両教区の協議会委員を中心に11名にて組織)を6回に亘り開催いただき、策定したことであります。

新教区における教化施策は、教化基本条例第2条に定める教化の本旨に基づき、以下の点を教区教化の理念と具体的な取り組みの姿勢といたします。

- ①「出会いの場」を創造する
- ②「教化とは何か」を憶念する〔原点回帰〕
- ③「男女共同参画」の広がりと深まりを目指す
- ④「地域との連携と課題共有」を図る〔共同教化・循環する教化〕
- ⑤「教区教化は、教区人の手で」・「自分ごと」になる教化を目指す 詳細は、10頁「教化関係資料」をご参照ください。

2. 長浜特区の教化について

長浜別院・五村別院を崇敬する地域の実情に適応した教化の促進を図るため、長浜 教区全域を長浜特区とし長浜教化センターを設置します。

特区の呼称は、他地区の教化機関と以下の点で違いがあるためです。これにより長 浜教化センターのより安定的な運営を図ります。

- ①長浜教化センター規則を定め、長浜別院に長浜教化センターを設置し、長浜・五 村両別院を中心とした教化事業を行います。
- ②長浜教化センターの事務は、両別院職員と長浜教務支所職員が共働して行います。
- ③長浜教化センターの教化事業経費は、別院経常費及び地区助成金並びに特区に関する助成金を主な財源とします。

長浜教化センターは、新教区の教化研修計画に基づき、また、これまで長浜教区に おいて行われてきた教化事業の中で、今後も特区として承継していくべき事業を開催 してまいります。改編初年度の教化事業の詳細な内容は、長浜教区教化委員会で立案 されます。

3. 『教区改編概要 (VOL.3)』からの変更点

- (1)改編当初は、「伝道研修会」を教学研鑽機関とせず、研修講座部会が所管する教 区教化事業として実施してまいります。
- (2) 寺院活性化支援室は、教区と特区・地区との教化連携とネットワーク構築に向けて、「特区・地区ネットワーク会議」を開催し、地区教化体制の再構築とさらなる展開を企図し、現状と課題に係る調査研究、協議検討を行います。
- (3) 宗議会議員選挙及び教区会議員選挙の投票区は、変更いたしません。

結びに

新教区は、大変広域であり、寺院数も多く、地域によって培われてきた教化事業も様々です。長年に亘って営まれてきた教区という枠組みを、改めて編み直していくには、相応の歳月が必要であることもまた事実です。これから両教区は、一から新しい教区づくりの歩みを進めていかなければなりません。そこではより豊かな「人の交流」が生まれ、親鸞聖人の教えを聞く法友として「人との出会い」を喜び、お互いに尊ぶことができる場の創造が深く念じられています。

新教区発足をゴールとするのではなく、教区人として歩みを共にしながら、次世代へ親鸞聖人のお念仏の教えを手渡していくことを願い、今後もあるべき新教区像を語り合っていく必要があります。引き続いての皆様のご参画をよろしくお願いいたします。

長浜教区・京都教区新教区準備委員会議決事項報告書(案)

はじめに

長浜教区、京都教区では、2022 年 6 月 27 日開催の地方協議会で合意された 7 つの 事項について、両教区の教区会及び教区門徒会の議決を経て、2022 年 9 月 1 日に新 教区準備委員会が発足しました。

この準備委員会では、2024 年 7 月 1 日の新教区発足に向けて円滑な審議を行うため、組織・教化、財務、長浜特区小委員会及び常任委員会を設置して審議を重ねてきました。

このたび、2024年3月29日開催の準備委員会で教区及び組の改編に関する条例第35条第1項各号の事項について議決されたので、下記のとおり報告します。

記

1. 新教区の基本事項について

(1)新教区の名称

新教区の名称は、「京都教区」とする。

(2)新教区発足の期日

新教区発足の期日は、2024年7月1日とする。

(3)教務所及び教区の施設

①教務所の名称及び所在地について

教務所の名称を「京都教務所」とし、京都府京都市下京区花屋町通鳥丸西入ルに置く。

②教務支所の名称及び所在地について

教務支所の名称を「長浜教務支所」とし、滋賀県長浜市元浜町 32 番 4 号に置く。

(4) 改編前の両教区の財産について

改編前の両教区が所有する各会計の財産は、新教区に承継する。

ただし、長浜教区が保有する財産の内、長浜教区図書購入積立金、長浜教区青少幼年教化推進資金は承継しない。また長浜教区運営積立金、長浜教区長期総合整備積立金、長浜教区共済特別会計残余金は、全額を承継せず按分して承継する。

(5) 別院の崇敬区域

旧教区の管轄区域に所在する別院の崇敬区域は、すべて従前のとおりとする。

(6)新教区の組の名称

旧教区の組の名称は新教区において承継する。ただし、長浜教区の第 12 組から第 24 組は、それぞれの組名に「長浜」を加える。

特区/地区名	組名	寺院教会数
	山城第1組	48
山城地区	山城第2組	48
	山城第3組	24
計 132	山城第4組	6
	山城第5組	6
	近江第1組	39
湖南地区	近江第2組	32
	近江第3組	33
計 163	近江第4組	47
	近江第5組	12
	近江第6組	33
	近江第7組	35
湖東地区	近江第8組	13
計 176	近江第9組	35
	近江第 10 組	25
	近江第 11 組	35
	長浜第 12 組	35
	長浜第 13 組	37
	長浜第 14 組	17
	長浜第 15 組	23
	長浜第 16 組	22
	長浜第 17 組	24
長浜特区	長浜第 18 組	26
計 385	長浜第 19 組	25
	長浜第 20 組	25
	長浜第 21 組	30
	長浜第 22 組	32
	長浜第 23 組	33
	長浜第 24 組	30
	敦賀組	26

特区/地区名	組名	寺院教会数
湖西地区	近江第 25 東組	10
計 64	近江第 25 西組	20
fi 04	近江第 26 組	34
若狭地区	若狭第1組	14
計 27	若狭第2組	13
	丹波第1組	12
丹但地区	丹波第2組	11
計 43	丹波第3組	14
	但馬組	6
雲因地区	因伯組	15
計 47	出雲組	32
石見地区	石東組	14
計 24	石西組	10

別院	崇敬区域
長浜別院	長浜第 12~24 組・敦賀組
五村別院	長浜第 12~24 組・敦賀組
赤野井別院	近江第 2~5組
大津別院	近江第 1・25 東・25 西・26 組
山科別院	山城第4組
岡崎別院	なし 奉賛会(山城第 1~2 組)
伏見別院	山城第3・5組

新教区合計数		
別院	7	
特区/地区	9	
組	43	
寺院教会	1061	

2024年1月1日現在

2. 新教区発足年度における教化研修計画に関する事項

(1) 教区の教化について

新教区における教化施策は、教化基本条例第2条に定める教化の本旨に基づき、 以下の点を教区教化の理念と具体的な取り組みの姿勢とする。

- ① 「出会いの場」を創造する
- ② 「教化とは何か」を憶念する〔原点回帰〕
- ③ 「男女共同参画」の広がりと深まりを目指す
- ④ 「地域との連携と課題共有」を図る〔共同教化・循環する教化〕
- ⑤ 「教区教化は教区人の手で」・「自分ごと」になる教化を目指す

(2) 新たな地区制について(長浜特区)

京都教区8地区に加えて、地区の一つとして新たに長浜特区を設置する。

長浜教区全域を「長浜特区」として、長浜教化センターを設置し、両別院を崇敬する地域の実情に適応した教化の促進と安定的な運営を図るため、他の地区と大きく異なる点は、以下のとおりである。

- ①長浜教化センター規則を定め、長浜別院に長浜教化センターを設置し、新教区の 教化方針に基づき、両別院を中心とした教化事業を行う。
- ②長浜教化センターの事務は、両別院職員と長浜教務支所職員が分担して行う。
- ③長浜教化センターの教化事業の経費は、別院経常費及び地区助成金並びに特区に 関する助成金を主な財源とする。

3. 新教区発足年度の歳入歳出予算(概算)に関する事項

新教区に設置する会計は次のとおりとする。(会計名称中の京都教区は新京都教区のこと)

- ① 2024年度 京都教区 事業費会計 歳入・歳出総額 128,080,000円
- ② 2024 年度 京都教区 教学研鑽機関特別会計 歳入・歳出総額 1,330,000 円
- ③ 2024 年度 京都教区 常磐会館特別会計 歳入・歳出総額 5,800,000 円
- ④ 2024年度 京都教区 財政調整資金会計 歳入・歳出総額 13,740,000円
- ⑤ 2024 年度 京都教区 諸施設営繕資金会計 歳入・歳出総額 21,700,000 円
- ⑥ 2024 年度 京都教区 災害支援対策資金会計 歳入・歳出総額 9,950,000 円

- ⑦ 2024 年度 京都教区 転退職慰労金給付資金会計 歳入・歳出総額 3,530,000 円
- ⑧ 2024 年度 京都教区 会館護持金積立金会計

歳入・歳出総額 37,880,000 円

上記の歳入・歳出総額は、2024 年 3 月 29 日現在の概算であり、2023 年度の両教 区の繰越金や、調整などにより金額は増減する。

4. 新教区の教区役職者に関する事項

教区及び組の改編に関する条例第 35 条第 1 項第 3 号により、新教区発足前の新教 区準備委員会にて新教区の教区会議長、教区会副議長、教区門徒会長、教区門徒会副 会長、教区会参事会員及び教区門徒会常任委員会委員が選定されるまでの役職者を選 定し、新教区発足後の教区会・教区門徒会において新教区の役職者を選定する。

5. 新教区における議事細則、規則、規程等に関する事項

新教区の運営に必要な規約について、下記のとおり整備し、新教区が発足する7月1日から施行する。(規約名称中の京都教区は新京都教区のこと)

(1) 議会関係

- ① 京都教区 教区会・教区門徒会合同会議運営細則
- ② 京都教区 教区会・門徒会議事細則
- ③ 京都教区 門徒会規則
- ④ 教区会参事会員・教区門徒会常任委員会委員の選出に関する申し合わせ事項

(2) 教化関係

- ① 京都教区 教化委員会規則
- ② 京都教区 寺院活性化支援室運営細則
- ③ 京都教区 部落差別問題に学ぶ同朋協議会規則
- ④ 京都教区 共学研修院規程(含 京都教区教学研鑽機関特別会計規程)

(3) 運営関係

- ① 京都教区 財政委員会規則
- ② 京都教区 緊急事態対策委員会規則
- ③ 京都教区 常磐会館運営規程(含 常磐会館特別会計規程)
- ④ 京都教区 災害支援対策規程(含 京都教区災害支援対策資金規程)
- ⑤ 京都教区 減免規程
- ⑥ 京都教区 転退職慰労金給付規程(含 転退職慰労金給付資金規程)
- ⑦ 京都教区 事務内規

(4) 会計関係

- ① 京都教区 財政調整資金規程
- ② 京都教区 諸施設営繕資金規程
- ③ 京都教区 会館護持金積立金規程

6. その他必要な事項

(1) 教区制第10条第1項第3号及び第6号に関する事項

宗派経常費御依頼割当基準及び教区費等の賦課基準は、次のとおりとする。

【宗派経常費の御依頼割当基準について】

新教区での宗派経常費割当基準は、当面の間、旧教区で使用してきた割当基準をそれぞれ用い、以下の基準にて割当する。

- ① 旧教区における 2023 年度宗派経常費御依頼額を基とした比率により、新教区への御依頼額を按分し、旧教区の御依頼額を算出する。
- ② 旧教区御依頼額を 2023 年度に旧教区で採用していた御依頼割当基準を使用し、 各組へ御依頼する。
- ③ 別院への御依頼額は、旧教区の管轄区域内の御依頼割当基準を使用する。

■長浜教区 割当基準(案)(2023年度 募財割当等に関する委員会答申)

- ① 旧長浜教区に按分された御依頼額を、旧長浜教区全体の御依頼指数(門徒戸数調査の設問1のみの合計指数)で除し、100円未満を切り上げて1指数あたりの金額を算出する。
- ② ①で算出した1指数あたりの金額に、寺院の御依頼指数を乗じて、各寺院の御依頼額を算出する。
- ③ 門徒指数は、その割当時に使用できる最新の数値を用いる。

■京都教区 割当基準(案)(2023 年度 財政委員会答申)

割当基準は、従来使用してきた「持点」を用いず、「門徒指数」を基本として算出する。 また、割当基準の策定は、6年間(2022年度~2027年度)を目標とする移行期間 を設けて「1門徒指数あたりの御依頼額の平準化」を目指すことを方針とし、以下の とおり算出する。

- ① 各組の御依頼額は、「門徒指数割額」とする。
- ② 「門徒指数割額」に用いる門徒指数は、その割当時に使用できる最新の数値を使用する。
- ③ 「門徒指数割額」は、旧京都教区への宗派経常費御依頼総額の 10 割を各組の門 徒指数で割り当てる。
- ④ ③で割り当てられた各組宗派経常費御依頼に対する1門徒指数あたりの御依頼

額の平均値(以下、「平準額」という。)を算出し、平準額の2割に格差補正係数を乗じる。

- ⑤ 格差補正係数は、生活保護法に基づく級地制度を係数化したものとする。
- ⑥ 激変緩和措置を講じ、その増額上限は1門徒指数あたり150円以下とする。
- ①「2022年度の1門徒指数あたりの平準額」(格差補正無)を「基準額」と定め、 当該年度の1門徒指数あたりの平準額(格差補正無)が基準額に対して増減した 場合は、その差額を当該年度の平準額に増減させた上で上記の計算を行い、その 際生じる当該年度の宗派経常費御依頼総額との差額は、急増・急減を緩和するた め、各組の補正門徒指数(持分率変動率による)によって按分し割り当て、最終 御依頼額を算出する。

【教区費の賦課基準について】

新教区事業費会計の歳入に資するため、以下の基準にて教区費を賦課徴収する。

- ① 1ヵ寺あたり 15,000 円を組内寺院数に乗ずる。
- ② 1ヵ寺あたり 15,000 円を超える増額分は、各組の門徒指数で賦課する。
- ③ 門徒指数は、その賦課時に使用できる最新の数値を用いる。
- ④ 上記賦課基準により算出した金額を各組へ賦課する。
- ⑤ ④によって算出された各組賦課額を旧教区毎で合算し、旧教区への按分額とする。
- ⑥ ⑤によって算出された按分額について、旧教区一律の基準により賦課する。

1 ヵ寺あたり 15,000 円という「均等割」は、教区運営にかかる基本的経費に関する 教区内寺院・教会応分の負担(※下表参照)として、1 ヵ寺あたり 15,000 円を超える 増額分は、門徒戸数が少ない寺院の負担を考慮し、各組の門徒指数で賦課する。

	事業名		合計
	地区教化事業助成	300,000 円× 9 地区	2,700,000 円
地区	地区聖典学習会助成	30,000 円× 9 地区	270,000 円
	地区部落差別問題研修会助成	50,000 円× 9 地区	450,000 円
	組教化事務諸費	50,000 円×43 ヵ組	2,150,000 円
	組教化委員会助成	170,000 円×43 ヵ組	7,310,000 円
組	組門徒会研修助成	20,000 円×43 ヵ組	860,000 円
	組同朋大会助成	30,000 円×43 ヵ組	1,290,000 円
	同朋の会推進講座助成	300,000 円× 4ヵ組	1,200,000 円
	合	計	16,230,000 円

(※教区費均等割り算出基準 教区助成のみ抜粋)

教区費均等割額は、各地区・組に対する教化助成金の総額を用いて算出する。 均等割額は、総額 1,623 万円÷1,068 ヵ寺(含別院)=15,197 円≒15,000 円とする。

(7) 別院への御依頼額は、旧教区の管轄区域内の御依頼割当基準を使用する。

■長浜教区 賦課基準(案)(2023年度 募財割当等に関する委員会答申)

- ① 1ヵ寺あたりの均等割額を1,400円とする。
- ② 1ヵ寺あたり 1,400 円を超える分は、各寺院の御依頼指数(門徒戸数調査の設問1のみの合計指数)により賦課する。
- ③ 門徒指数は、その賦課時に使用できる最新の数値を用いる。
- ④ 上記賦課基準により算出した金額を各寺院へ賦課する。

■京都教区 賦課基準(案)(2023年度 財政委員会答申)

- ① 1ヵ寺あたり 15,000 円を組内寺院数に乗ずる。
- ② 1ヵ寺あたり15,000円を超える増額分は、各組の門徒指数で賦課する。
- ③門徒指数は、その賦課時に使用できる最新の数値を用いる。
- ④ 上記賦課基準により算出した金額を各組へ賦課する。

【会館護持金の賦課基準について】

新教区における教務所(常磐会館)及び教務支所(大谷会館事務所棟部分)の将来的な営繕費用を準備するため会館護持金積立金会計を設置し、会館護持金を以下の基準にて賦課徴収する。なお、教務支所の営繕費用は長浜別院と按分する。

- ① 1ヵ寺あたり500円を組内寺院数に乗ずる。
- ② 1門徒指数あたり100円を組内門徒指数に乗ずる。
- ③ 門徒指数は、その賦課時に使用できる最新の数値を使用する。
- ④ 上記賦課基準により算出した金額を各組へ賦課する。

(2) 教区制第10条第1項第5号に関する事項

組交付金は、宗派経常費御依頼収納額(同朋会員志を除く)の5%とする。

以上

教化関係資料

- 1. 2024 年度 京都教区 教化方針 (案)
- 2. 京都教区 教化委員会体制【組織図】(案)
- 3. 京都教区 教化研修計画概要(案)
- 4. 2024 年度 京都教区 教化事業概要 (案)
- 5. 京都教区 教化委員会の運営指針(案)
- 6. 京都教区 部落差別問題に学ぶ同朋協議会 設立の願い
- 7. 京都教区 部落差別問題に学ぶ同朋協議会 事業概要(案)

用語の整理

京都教区・・・・2024年7月1日発足予定の京都教区のこと

2024年度 京都教区 教化方針(案)

スローガン

「新教区教化体制の確立・出会いと交流」

はじめに

2024 年 7 月、長浜教区と京都教区は新たな体制のもと、全 43 ヵ組、1,068 ヵ寺 (含別院)の体制となり、今までよりもさらに広域教区となります。先ずはこれまで場を開き続けてきて下さった先達の思いを忘れることなく、新たな教区での新たな歩みを進めていきたいと思います。

1、改めて編み直された「教区改編」(「教化推進本部 調整協議会」での歩み)

2022年9月29日に「新教区準備委員会」が発足され、両教区の教化委員会が共なる歩みを始めていくため、2023年2月より「教化推進本部 調整協議会」(以下「調整協議会」という。)を設置し、両教区の教化の中心を担っている委員と、新教区の教化のかたちについて何度も話し合いを重ねてきました。それは、「改めて編み直す=(改編)」というキーワードをもとにして、互いの教区教化のあり方を尊重し、違いを認め合い、新たな船出が出来る船(教化委員会体制)を共に創りあげていく歩みでした。

それは、両教区のこれまでの歴史と歩みを振り返っていく中で、互いに異なる歴史と背景を持つこの度の改編は、その規模や経緯から考えても、教化組織および教化活動も明確な将来像を、万全な形で整えることができたとは言えないかもしれません。

しかしながら、「調整協議会」では、両教区でこれまで大切に引き継いで来て下さった 教化の取り組み、ならびに、互いに歩んで来られた教化に対する願いと姿勢を確かめ合 うことで、新体制の方向性を生み出していく営みとなりました。

そして、教区教化に関わることで、多くの師友との出会いをいただきながら、自らの学びを拡げる視座を養うこと。その「出会い」と「学び」を大切にしながら、僧侶を含めた門徒一同が共に学ぶ姿勢を大事にし、今後も歩みを止めないこと。また、次の世代の歩みの場を拓いていく必要性が確認されました。

新たなる教区の教化委員会体制の誕生と、共なる出発を迎えるにあたり、期待と不安 を抱えながらも、教えを灯(ともしび)として、教化方針を策定し、新たなる一歩を歩み出 していきます。

2、教区教化の方向性

(1)「人の出会い・交流」と「企画室」の設置

旧両教区の実態を踏まえ、一つの教区として教化の推進ならびに教化事業を展開する にあたり、まずは、互いの歩みと歴史背景の実態を理解し、人の交流を進めることが重要 である。そこで、「教化本部」に教区教化の中枢を担う機関として「企画室」を設置する。

企画室では、様々な地域の人との出会いの場・交流の場の充実を図るため、「教区同朋会議」や「特区・地区教化委員長会」等にかかる計画を行い、教区と地区、地区間、地区と組が連携を深め、教区・特区・地区・組などの現況と課題について施策を講じる。

⇒企画室の詳細内容は、13頁4-(1)を参照

(2)所属団体等との連携の充実

これまで、各部会ならびに各種団体で取り組まれていた教化事業が、互いに知られていない状況であることが確認された。改編を機として、「横と横の連携」を新たに構築し、教区内で行われている教化事業の「共有不足」を無くすべく、意見交換と交流の場として「教化調整協議会」を開き、コミュニケーションを大事にしながら、互いの教化事業の共有(見える化)を目指す。

(3)教区、特区・地区が協働していくネットワーク構築に向けた取り組み

教区全体の教化を進める上で、構成メンバーの多くが広域に広がっているため、互いに意思疎通を図ることが困難になることが考えられる。そこで、私たちが教区に対する「所属意識」を持ち、協調し合い主体的に教区に関わり、取り組めるようにするため、「特区・地区教化委員長会」「特区・地区・組巡回懇談会」ならびに「特区・地区ネットワーク会議」を開くこととする。これらの取り組みを通じて、中長期的な視点に立ち、各寺院での取り組みが線となり、その線が編み目のような面となることで、人と人が往来し、情報が伝達していくネットワークの構築を目指す。

(4)「特区・地区ネットワーク会議」(寺院活性化支援室)の創造

特区・地区の必要性と課題を明確にし、共通の課題や中長期にわたる教区教化の方向性を見出す必要がある。新教区発足当初は、組門徒会研修ならびに部落差別問題研修の「講師派遣システム」を支援業務とする。また、そこで各地区の核となり、地区相互の連携の役割を担っていただける「地区相談員」(支援員)を選定し、「特区・地区ネットワーク会議」を設置する。

- ① 特区・地区教化の現況と課題にかかる調査研究
- ② 特区・地区教化の充実にかかる展開の可能性を図る
- ③ 特区・地区教化体制の再構築
 - ⇒点から線へ。無数の線が編み出す網の目のようなネットワーク構築を目指す

(5)教学研鑽機関「共学研修院」の設置

3年1期で聞法・学習・発表の三本柱を基本理念に据え、集中的に学び、かつ共同学習を開き、基礎的な学習を深めていく教学研鑽の場を設置する。具体的には、「講義」「座談」「ゼミ演習」「法話実習」を通して僧侶としての基本姿勢を養う。また、親鸞聖人の念仏の教えに聞き歩む「人の誕生」に主眼を置き、教区の「学び舎」(コミュニティー)として、共に学ぶ「御同朋御同行」の精神を永く継続されることを願うと同時に、各地区にて拡大していくことを目指す。

(6)新教区発足当初の「教化本部」の取り組み

「教化本部」ならびに「長浜教化センター」での教化活動を通して、教化事業等の点検を行いながら、これから取り組むべき事業のあり方にかかる協議検討を継続的に行う。 そして、2024年度より2年かけて、次期の「新たなる教化の方向性」「教区教化重点施策」「教区指定重点教化事業」の策定にかかる協議検討を「企画室」で取り組んでいく。

- 3、新体制による教化体制について
- (1)教化本部制による運営方針について
 - ①教区全般の教化に関する現況と課題を把握し、課題に対する協議検討を行う
 - ②「教区同朋会議」を基点とした、柔軟な協議の場の創造【課題抽出】
- (2)教区と特区・地区のネットワークの構築に向けた取り組み
 - ①特区・地区ネットワーク会議[寺院活性化支援室]
 - ②特区・地区、組との緊密な連携を目指す
 - ③長浜教化センターとの連動
- (3)「教化調整協議会」を基点にした交流の場の創造
 - ①「部落差別問題に学ぶ同朋協議会」ならびに所属団体等との連携の強化

4、一室三部会による教化の推進

(1)企画室

新教区の教化方針の柱として、教区教化委員会の中心に位置付けられる「教化本部」に「企画室」を設置する。「企画室」では、教区の教化全般に資する事項について、調査研究・課題抽出作業をもとに協議検討を行う。また、教区、特区・地区、組、寺院の現況と課題を把握し、各部会・所属団体との連絡調整ならびに、諸課題に対応し、改善すべく、新たなる提案を検討する。

【業務と役割】

- ① 教区教化研修計画等の企画立案
- ② 三部会と連動した教化の点検と課題共有
- ③ 教区・特区・地区・組・寺院全般に関する課題協議並びに教化の連携の強化を目指す
- ④「教区同朋会議」をはじめとした各種協議会の企画立案・運営実施
- ⑤ 男女共同参画を基軸とした部会での学習・周知徹底
- ⑥ 新たなる広報(情報システム)構築に向けた企画検討

(2)研修講座部会

「得度事前学習会」や「伝道研修会」をはじめとする、僧侶の学術研鑽にかかる研修の場を開く。また、組で開催する「組門徒会研修会」「同朋の会推進講座」の実施に向けた事業を遂行する。併せて、両教区で取り組まれてきた歴史背景を尊重し、数年かけて、新たなる事業運営について企画立案を行う。なお、各事業で必要に応じて実行委員会体制を執ることができる。

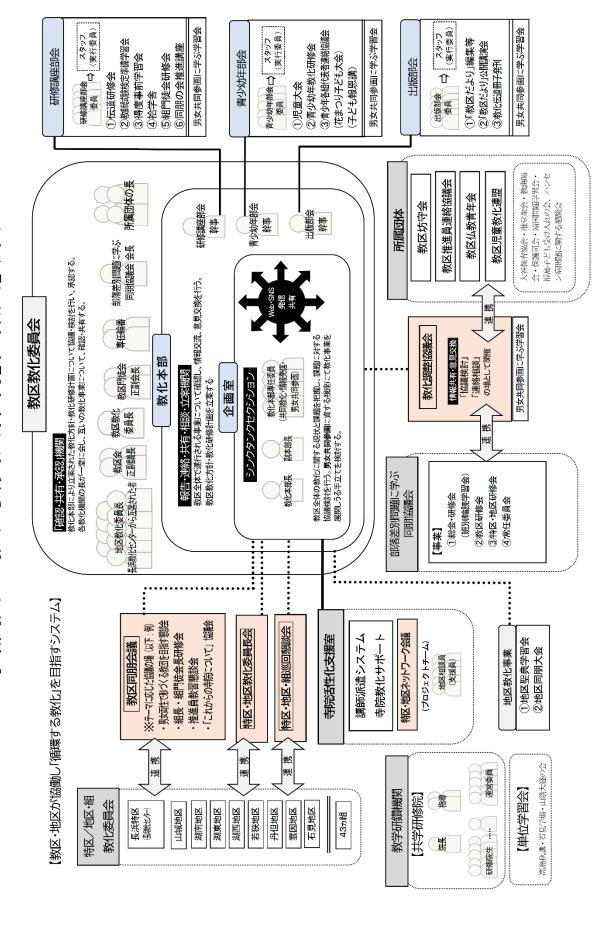
(3)青少幼年部会

青少幼年教化を遂行する部会として所管事業を受け持つ。「児童大会」をはじめとする各事業に込められた趣旨と願いを踏まえ、現況を見据えた教化事業の企画立案と事業運営を行う。なお、各事業で必要に応じて実行委員会体制を執ることができる。

(4)出版部会

教化広報誌『教区だより』の作成、ならびに教区全般にかかる「文書伝道」「情報宣伝」 の充実を目指す。また、企画室と連動し「伝える」「伝わる」ことの有効な方途を探る。

京都教区 教化委員会体制【組織図】(案)



京都教区 教化研修計画概要(案)

教区教化テーマ 「南無阿弥陀仏 人と生まれたことの意味をたずねていこう」

教区教化の理念と具体的な取り組みの姿勢

1. 「出会いの場」を創造する

さらなる人との出会いの場の拡がりを願いとし、教化本部に所属する三部会「研修講座部会」「青少幼年部会」「出版部会」が具体的な教化事業を担うこととなる。広域な教区にとってその教化活動は、学びの場であるとともに様々な背景を持つ教区人の出会いの場でもある。多くの教区人が、それぞれの抱える教化の現場を、より豊かな聴聞の場として開かれるよう、その支えとなる場の創造を期する教区教化の働きを具体化させる。

2. 「教化とは何か」を憶念する[原点回帰]

教区教化は何のためにあるのか。また、教化事業は誰のためにあるのか。親鸞聖人の 念仏の教えに立ち帰り、私たちが学ぶべき原点を明らかにしていく必要がある。「なぜ、 仏法を学ばねばならないか」という、そこに込められた願いを聞きたずねる営みを教化本 部から発信し、有縁の人と共有していきたい。

3. 「男女共同参画」の広がりと深まりを目指す

男女の区別で見ていくこれまでの発想を省み、私たち一人ひとりが、人として本当に等しく、大切にされていく社会をどうして作っていくのか。本来的に男女が社会において共同していける環境づくりならびに、男女が共同でものごとを考え、決めていく仕組みづくりを念頭に置き、「教化本部」を中心に、「理念の広まりと共有」ならびに「部会等での学習研鑽」に取り組んでいく。

4. 「地域との連携と課題共有」を図る〔共同教化・循環する教化〕

特区・地区、組の教化の現況と課題を聞き取り、連携の充実を図り、教区の教化委員が出向く教化とし、特区・地区間、組間の交流を通して、人が行き来し、教えが循環する手立てを検討していく。

5. 「教区教化は、教区人の手で」・「自分ごと」になる教化を目指す

教区で取り組まれるあらゆる事業が、教えを相続する「出遇い」の場としてはたらくか、 という一点に掛かっていると考える。そのことを具現化する意味で、今まで両教区が大切 にしてきた歩み、「教区教化は、教区人の手で」・「自分ごと」になる意識改革を目指す地 道な取り組みを大切にしていく。

2024 年度 京都教区教化事業概要(案)

1. 教区教化委員会

事業名	名 称・内 容	対 象	会 場	期日・回数
教化委員会	教化委員会「総会」 教区教化委員会にて取り組まれた、教化事業の報告ならびに総括点検、また、教化本部にて策定された翌年に取り組む「教区教化研修計画概要」、教化方針、各部会の教化事業計画(案)の承認の場として開催。	教区教化委員会	京都教務所	1回
			1-11-1<予	: 480, 000>

2. 教化本部

事業名 名 称・内 容 対 象 会 場	H=
	期日・回数
教化本部会議 ①企画室での会議で協議確認された事項 (素案・相談事項等)の確認確定を行う。 ②各部会での課題・相談事項を検討する。 企画室委員 京都教務所 (リモート会議) お会幹事 ③男女共同参画に資する理念の具現化にむけた計画を行う。 部会幹事 ④教区・地区における「循環する教化」を目指すシステム構築に向けた計画を行う。	3~4回
1-11-	2にて予算化
教化調整協議会 各部会・教区所属団体・部落差別問題に学ぶ 同朋協議会で実施される教化事業の報告・	
連絡、および確認と共有を図り、教区内で展開される教化事業の連携の強化を図る。 部会幹事 京都教務所	2~3回
また、教区全体で遂行されている教化事業について確認・検討作業を行うともに、各教化本部 部門との連携を図り、相互に「報告・連絡・ (リモート会議)	
連絡・相談・共有」を行うセクションとして 意見交換と交流の場とする。	
「男女共同参画に学ぶ学習会」(輪読等の学習) 企画室委員 教化本部の方針により、当協議会内で表記 部会幹事 京都教務所 学習会を行う。	
1-1-1 <	予:270,000>
地区教化事業 各地区 ①地区聖典学習会 僧侶・門徒・一般 ②地区同朋大会 僧侶・門徒・一般	各1研修会 1 回
① 8-1-4<予:270,000> ②1-9-3-2 <予	: 1, 290, 000>
教化本部・部会委員 合同連絡会企画室委員教化本部員、並びに全部会委員による事業部会幹事の総括・点検を行う。部会委員	1回
1-1	1-2 で予算化

(1)企画室

市業々	存	4 A	Д 18	#10 51%
事業名	名 称・内 容 企画室会議	対 象	会 場	期日・回数
	上記、所管業務に資する協議検 討を行うとともに、教区教化全	企画室委員	京都教務所	12回 原則月例にて開催
	般における、諸々の協議会等の 企画立案作業を遂行する。		() [] 公时()	(リモート含む)
				1-11-2 にて予算化
	教区同朋会議 テーマに応じた協議の場として開催。年度ごとに求められている協議会を選定し、企画室にて計画、企画立案する。	テーマに応じて	京都教 務所	
	【事業例】 ・男女両性で形づくる教団を目指す懇談会 ・組長・組門徒会長研修会 ・推進員教習懇談会 ・「これからの寺院について」協議会 ・地区教化に関する懇談会 ほか	対象を選定	(リモート会議)	2回
企 画 室			1-	2-1 <予:800,000>
	特区・地区 教化委員長会 特区・地区教化事業ならびに長浜教 化センター・地区教化委員会の現況 と課題等の共有を図るとともに、意 見交換・交流の場として開催する。	企画室委員 長浜教化センター長 地区教化委員長	京都教務所	1回
				1-11-2 で予算化
	特区・地区・組 巡回懇談会 これまで「共同教化部会」にて取り組まれてきた事業を企画室にて 実施していく。「出向く教化」の具 現化を目指し特区・地区、組にて 懇談を開く。	企画室委員 (実行委員)	寺院・教会等	2~3ヶ所
			1-2	-2 <予:548,000>
	教区 HP 運営 教区の別院・寺院紹介をはじめ、教化事業の予定や実施状況について発信していく。 教化広報誌『教区だより』の掲載、並びに法話、講義、講演の映像も配信する。			
			1-1	1-2<予:430,600>

3. 部会

(1)研修講座部会

事業名	趣旨・内容	対 象	会 場	期日・回数
	部会委員が中心となって所管事業にか かる計画を行う。なお、諸研修におい て、実行委員を設けることができる。	如公禾貝	京都教務所	適宜
部会会議	「男女共同参画に学ぶ学習会」(編詩の学習) 教化本部の方針により、当協議会内で 表記学習会を行う。	部会委員	(リモート会議)	3~4回
			1	-11-2 にて予算化
伝道研修会	真宗の教学を研鑽するとともに、現代 における伝道のあり方を学習し時代を 担う僧侶の研修を行う。	有教師 希望者	京都教務所	3回 (各回:1泊2日)
		Г	1-3-1	1<予:1,500,000>
教師試験検定 準備学習会	真宗学・仏教学・教化学・声明作法・ 宗教法規について、教師試験検定に 向けた準備学習を行う。	希望者	京都教務所	オンラインのみ
	5-	1-2 参加費収入	: 1,600,000 円 1-3	3-2<予:880,000>
	得度の意義と大谷派の僧侶としての基本的な声明儀式作法を習う。 なお、2024年度は、2会場(長浜・京	得度受式	京都教務所	【受式者説明会】 未定
得度 事前学習会	都)にて開催する。	予定者 希望者	長浜教務支所	【事前学習会】 未定
	5-	1-2-4 参加費収	入:150,000 円 1-5	3-4<子:400,000>
拾学舎	真宗大谷派僧侶としての基礎的な「教学」と「声明作法」の学びの場を開く。 土曜開催とすることで、普段研修会に参加できない方に学びの場を開くことを目的とする。	教区内僧侶 坊守・准坊守 ほか	京都教務所	2回 オンライン・対面
			1-:	3-5<予:770,000>
	 組門徒会員対象の研修として各組で開			,
組門徒会	催。組門徒会員の使命と任務の確認、	組門徒会員	寺院・教会等	2回
研修会	宗派の組織機構や宗門の歴史を学ぶ。			
		<u> </u>	1-3-6	6<子:2,150,000>
	同朋の会推進講座(推進員養成講座)	Firest	F >/ 11= //	【オリエンテーション】1回
	は、住職と協力して同朋の会の結成・充 実を推進する担い手(推進員)の誕生を 願いとし、推進員と住職や若手寺族の	【指定組】 希望組	【前期教習】 寺院・教会等	【前期教習】5回
同朋の会 推進講座	方々が、共に聞法を重ね、生涯の友(朋) と出会える一ヵ寺一同朋の会の結成と 充実を目的として、各組にて実施する。	長浜第 15 組 長浜第 16 組	【後期教習】 同朋会館	【後期教習】 1回(2泊3日)
			1-3-	7<予:2,400,000>

[※]両教区の実施状況を照合し、ソフトランディング期間を経て、新たなる講座・学習会・研修会のカリキュラム等を検討する必要あり。

^{※「}伝道研修会」は、新教区発足時は教学研鑚機関とせず、その方向性を検討協議していく。

(2)青少幼年部会

事業名	趣旨・内容	対 象	会 場	期日·回数
	部会委員が中心となって所管事業にかかる計画を行う。なお、諸研修において、 実行委員を設けることができる。	部会委員	京都教務所	適宜
部会会議	「男女共同参画に学ぶ学習会」(編読の学習) 教化本部の方針により、当協議会内で表 記学習会を行う。	即公安兵	(リモート会議)	3~4回
			1-1	1-2 にて予算化
児童大会	教区内の児童を対象として開催。2泊3 日または、1泊2日で開催予定。	僧侶 門徒 一般	真宗本廟・ 京都教務所 または他所	1回
	5-1-2-3	3 参加費収入:3	00,000 円 1-4-1<	子:1,000,000>
青少幼年教化 研修会	なぜ、青少幼年教化に学ぶのか。日曜学校や組で開催される青少幼年教化が誰のため、何のために開かれるのか。 教区内の若手が青少幼年教化について共に学び、相互のつながりが生み出されていくことを願いとして当研修会を開催	青少幼年教化 に志す方	京都教務所	1回
			1-4-4	<予:260,000>
青少幼年教化 各組代表者 連絡協議会	組(寺院)で青少幼年教化事業のスタッフとして関わっている方を対象に、各組の取り組みや、現況と課題の確認と共有の場として開催。組間同士の交流と意見交換の場としてスタッフ間のつながりを醸成することを目的とする。また、教区で主催される「児童教化」「花まつり子ども大会」「子ども報恩講」のスタッフとして関わっていただくことを願いとする。併せて、参加されたスタッフが組と教区の連携と情報伝達を担っていただくと同時に、寺院・組・地区の現場で活躍いただくことを目指す。	各組 青少幼年教化 担当者	京都教務所または他所	1回(1泊2日)
			1-4-4	<子:900,000>

【特区事業】

事業名	趣旨・内容	対 象	会 場	期日・回数
花まつり 子ども大会	釈尊の御誕生をご縁とし、地域児童 ならびに、教区内寺院日曜学校に参 加されている子どもを対象として開 催。花まつりを通して青少幼年教化 の重要性を確認し、スタッフが学ぶ 場として取り組む。	僧侶 門徒 一般	長浜別院	2025/5/3
			1-4-2	<予:420,000>
	親鸞聖人の恩徳を確かめ、地域児童なら	僧侶	丁++口117岁	0004/10
子ども報恩講	びに、教区内寺院日曜学校に参加されて いる子どもを対象として開催。	門徒 一般	五村別院	2024/10
			1-4-	3<予:70,000>
	日曜学校等で使用いただくための教化教材	すを調製する。		
日曜学校		(出席カー	ード・出席シール	• 缶バッチ等)
教化教材作成			1-4-	5<予:30,000>

※両教区の実施状況を照合し、ソフトランディング期間を経て新たなる協議会のあり方を検討する必要あり。

(3)出版部会

事業名	趣旨・内容	対 象	会 場	期日・回数
部会会議	部会委員が中心となって『教区だより』の作成にかかる計画を行う。 「男女共同参画に学ぶ学習会」(輪読などの学習) 教化本部の方針により、当協議会内で表記学習会を行う。	部会委員	京都教務所(リモート会議)	適宜 3~4回
			1-11-	-2 にて予算化
「教区だより」 編集	教区教化広報誌『教区だより』の編集・発行にか かる業務を担う。新体制を機として「男女共同 参画」に関する記事を文面に掲載し、教区内に てその課題の共有と学びの接点を有することを 目標の一項目とする。 【内容】 ・『教区だより』の編集。毎月1回発行。(7.8月は合併号) ・誌面充実のため2班体制に分かれ交互に編集作業を行う。 ・「連載」執筆者の選定	部会委員	京都教務所 (リモート会議)	適宜
		1	1-5-1<予	: 1,950,000>
「教区だより」 公開講演会	『教区だより』の連載執筆者にお話しをいただく場を開く。連載テーマの策定についても執筆者に依頼し、執筆にあたっての着眼点を通して、私たちが親鸞聖人の教えを学び、そして実践していくとき、何を課題とすべきかを学ぶ。	一般	京都教務所または他所	未定
			1-5-2<	子:150,000>
教化伝道冊子	教区内研修会の講義録や、『教区だより』連載 を、教化伝道冊子として発刊する。	一般	_	年1回発刊
発刊			1-5-2<	予:200,000>

4、寺院活性化支援室

事業名	趣 旨・内 容	対 象	会 場	期日·回数
寺院活性化 支援室		企画室委員 地区相談員 特区・地区より各1名 (支援員)	京都教務所 (リモート会議)	適宜
			1-12-1<子:1	, 400, 000 >

5、教学研鑽機関「共学研修院」

事業名	趣旨・内容	対 象	会 場	期日	講師
公開講座	仏法聴聞の場として開催。研修院生の 学びにとどまらず、どなたでも聞法い ただける場として開く。	研修院生 一般	長浜教務支所	年2回	黒田 進 (長浜第14組 満立寺)
ゼミ演習	テキスト『歎異抄』 院長・指導より『歎異抄』の講義を 受け、ゼミ演習(座談会)の場で学 習していく。担当制にて演習にかか る事前学習(レジュメ作成)を行 い、レジュメを基にした発表・攻究 の学びを行う。	研修院生	長浜教務支所	月2回	【院長】 黒田 進 (長浜第14組 満立寺) 【指導】 一色 孝
宿泊研修会	寝食を共にした研修を開催。初年度と2年目は 長浜での1泊研修を行い、3年目(2025年度) は本山研修(2泊3日)を予定。	研修院生	三谷旅館 (長浜市)	未定	(長浜第13組 光西寺) 澤面 宣了
法話演習 法話実習	演習での学びの発表として、両別院夏中「暁天講座」で法話演習をおこなう。	研修院生	長浜別院 五村別院	両別院 夏中	(長浜第16組 浄願寺)
				-1: 1, 3	30,000 特別会計>

^{※2023} 年度より既に第 2 期のカリキュラムが進められており、新規受講生の募集はいたしません。なお、次期の受講生の募集は、2026 年度となります。

京都教区教化委員会の運営指針(案)

1. 教区教化事業報告(原案)並びに次年度教区教化方針及び教化研修計画(原案) 【以下、「(原案)」という】の策定

教区教化委員会の指示のもと、教化本部は、企画室と各部会の業務実施報告を受けながら次の作業に取り組む。

- (1) 実施事業の点検・総括を行い、教区教化事業報告(原案)(予算執行状況含む)を立案。
- (2)(1)を踏まえ、次年度教区教化方針及び教化研修計画(原案)(予算概算を含む)を立案。
- (3)上記(1)(2)の(原案)を教区教化委員会に提出。
- (4)各組へ(原案)の内報、意見聴取、各組教化事業計画立案の指示。
- 2. 教区教化事業報告(案)並びに次年度教区教化方針及び教区教化研修計画(案) 【以下、「(案)」という】の決定

教区教化委員会は、教化本部が提出した(原案)に基づき協議・検討を行い、(案)を決定する。

3. 予算編成に着手

教務所長(教化委員長)は、(案)に基づき、次年度の予算編成に着手する。

※予算編成過程において、予算規模等を修正する場合がある。

4. 教区会及び教区門徒会【以下、「議会」という】への新年度予算案の上程

教務所長は、議会に新年度予算案を上程する(7月)。

※教務所長は、「議会」並びに「議会に先立つ議員・会員協議会」において、必要に応じて教化本部の本部長等を説明員に発令し、(案)の説明機会を設け、円滑なる審議に資することができる。

5. 教化本部を主とする新年度教区教化事業の実動

新年度予算が議会において可決された後、教区教化委員会は、教化本部を中心に教 化事業を遂行させる。

教化本部は、各部会を実動させて教区教化事業を実施する。(8月~)

企画室は、常に部会間の連携や調整を行うとともに、次年度の教化事業計画を視野に 入れた協議を継続的に行う。

6. 以降、毎年1~5の循環によって教区教化の推進に努める。

京都教区教化委員会・教化本部の1年間の動き

月	No.		内容				
~ 4月		教化本部					
初旬	1	 *実施事業の点検・総括					
)、教化方針·教化研(参計画(原案)を教化委員会に提出			
		*各組へ(原案)の内報、意	見聴取、各組教化事	業計画立案の指示			
			\bigcirc				
~			教化委員:	<u>수</u>			
5月	2	*教化本部が提出した原第					
		*事業報告(案)、教化方針		の決定			
		· 4-1/1/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/					
6月	3	予算編		議員•会員協議会			
		*教化委員会が提出した案	そを基に予算編成	 (案)について、質疑応答の場			
		3/10/2/2/2/3/2/3/2/3/2/3/2/3/2/3/2/3/2/3/2/		(214)12 - 2 - 2 (24)476 - 2 - 23			
7月			教区会·教区門				
	4	*新年度予算(案)の審議					
		*必要に応じて本部長等を	E説明員に発令				
	1		\bigcirc				
8月~			教化本部	3			
			企画室				
	5	*部門間の連携・調整					
		*次年度事業を視野に入れ	1た継続的協議				
		研修講座部会	青少幼年部	3会 出版部会			
		*事業の実施	*事業の実施	*事業の実施			
		*事業の総括	*事業の総括	*事業の総括			
			\bigcirc				
	以	降、毎年1~5の循環	によって教区教	效化の推進に努める。			

「京都教区部落差別問題に学ぶ同朋協議会」設立の願い

教区改編によって、旧長浜教区「部落差別問題協議会」と旧京都教区「部落差別問題に学ぶ同朋協議会」が一つの団体「京都教区部落差別問題に学ぶ同朋協議会」として立ち上げられます。新たに活動を開始するにあたり当会の活動方針を言葉にいたします。

真宗大谷派教団は、本願念仏の教えを聴聞することをいのちとして、歴史を紡いできました。聴聞とは、「十方衆生」に呼びかけられた「仏願の生起・本末」「南無阿弥陀仏のいわれ」を聞くことであります。しかしながら、真宗大谷派教団の歴史を顧みるならば「十方衆生」の教えを説き、聴聞し、その教えに頷いていながら、被差別部落の人びとを「十方衆生」から排除し、差別し、そのことに傷みを覚えることもなく差別を続けてきた教団と私たち真宗門徒のすがたがあることを知ることができます。社会性を失った聴聞では、社会の中にある差別を見抜くことはできなかったのです。

その自らの差別の事実と向き合うようになったきっかけは、教団や私たち門徒が自覚的に 自らの差別心に傷みを覚えたのではなく、差別事件を起こし、差別を受けている人びとから問 いただされたからです。それは、全ての人が救われるという教えを聞いていながら、御同朋・ 御同行としてともにせずに、差別体質、差別構造を温存、助長し、差別を課題にすることのな い私たちのすがたでありました。

そこから始まった部落差別に向き合ってきた先達の歩みは、人間解放の道でした。それは、 この私が教えからの呼びかけを聞き、社会からの問いかけを聞く場所に身を置き、この私が 自らの差別心とこの私の体質にまでなった社会の差別構造を問う「機の深信」の問題として部 落差別問題に関わる道、すなわちこの私が解放され続ける歩みでありました。

そして、大谷派の先達は部落差別問題と向き合うことで開かれた視点を通して、ハンセン病 問題、性差別問題、アイヌ民族差別問題などの様々な差別問題と関わりをもたれてきました。

真宗大谷派教団に身を置く者にとって、部落差別問題は数ある差別問題の一つとしてある質のものではありません。教団と教団に所属する者の差別の歴史を検証し、社会にある部落差別問題を学ぶということは、真宗の教学や教化の内容と教団の体質を問い、一人ひとりの真宗門徒の生き方を確かめることとは別のことではないのです。

当会は、そういった大谷派の部落差別問題への取り組みの歴史を踏まえて、部落差別問題をはじめとする差別問題を学び、親鸞聖人の教えと差別問題に自らを学ぶ視点を大切にしながら、それぞれの現場で教化活動に関わる人が一人でも生まれることを願い活動を展開いたします。

私たちは、部落差別問題をはじめとする様々な差別問題を知性で分かることが学ぶことだと思っています。同時に道徳心として「差別はいけない」と知っています。ですから、差別問題について知っているし、差別をしてない私は差別問題を学ぶ必要がないという発想に陥ってしまいます。しかし、この私の中にある自身の差別心をこの私は知っているのでしょうか?分かっているのでしょうか?

蓮如上人は

「ひとつことを聞きて、いつも、めずらしく、初めたる様に、信のうえには、有るべきなり」

と言われます。私たちが部落差別問題を学ぶ場合、新鮮に聞けないのは「知っている、分かっている」という位相で聞いているからです。

「信のうえには」つまり、教えと部落差別問題から私を学び、信知する視点で学び続けたならば「いつも、めずらしく、初めたる様に」と聞こえるはずです。「学ぶ」ということは、当然差別の現状を学ぶということもありますし、学ぶことを通して差別の社会的解決の視点を得ることも大事なことであります。しかし、当会ではそのことにとどまらず「学ぶ」とは教えと差別の現実から、自分では気付かない私の差別体質と体質にまでなった社会構造を問い続け、この私をまるごと問う視点をどこまでも大切にしてまいります。

親鸞聖人は「われら」という視点をもって道を歩まれた。それは「同朋」の眼であります。 「朋」は同じ高さでつながる仲間を表す文字です。人間は、老少善悪の区別なく阿弥陀如来から救われなければならない煩悩具足の愚かな凡夫であることを、親鸞聖人は「われら」と表現され、同じ高さで教えを聞くつながりを「同朋」と言われています。

私たちは日常生活の中で、または社会生活の中で「同朋」という視点を見失っていないでしょうか?私たちが所属する寺や教団は「同朋」という視点を見失っていないでしょうか?「同朋」という言葉は、本願念仏がひらく人と人とのつながりを表します。ですから「同朋」という言葉は、この私はどのような在り方で人と関係をもっているのか、私が属する組織は、私が生きる社会は人の尊厳を見失っていないかを問い直す教えの言葉なのです。

「京都教区部落差別問題に学ぶ同朋協議会」は旧長浜教区並びに旧京都教区が大事にしてきたことを受け継ぎつつ、以上の視点を大切にし、問いを学び、我が身を問う研修活動を展開してまいります。

新たに活動をはじめる当会の趣旨をご理解いただき、教区の皆様の積極的なご協力とご参加を衷心よりお願いいたします。

【参考】

教化基本条例第5条第2項

僧侶、寺族及び門徒は、部落差別問題をはじめとする様々な差別問題に関する正 しい認識に基づき、その解決を自らの課題とし、もって同信同朋の実を挙げなければ ならない。

2024 年度 京都教区「部落差別問題に学ぶ同朋協議会」事業概要(案)

テーマ「親鸞聖人の教えに学ぶ、人間解放の道」 -なぜ私たちは部落差別問題に学ぶのか-

◆委員体制

35名以内にて構成

- ①教化委員会(教化本部)から選出〔1名〕
- ②特区・地区から選出〔22名〕特区14ヵ組=14名、8地区=8名
- ③教務所長推薦〔12名以內〕寺族、門徒、学識経験者

1. 総会・全体協議会(研修会)

事業名	内 容	対 象	会 場	期日・回数
総会·全体協議会 (研修会)	当該年度の事業報告の総括点検、並びに予 決算審議、併せて次年度の事業計画(案) に係る協議検討を行うとともに、適切な事 業展開がなされているか確認される場とし て開く。なお、上記テーマをもとに全協議 会委員の学習を深める場として、適宜研修 会を併催する。	協議会委員	京都教務所	1回
		1-6-1	<予:240,000>1-6	-2 にて予算化

2. 常任委員会

事業名	内 容	対 象	会 場	期日・回数
常任委員会	事業の確認並びに、各班で取り組まれている内容の確認と共有の場として定期的に開く。教区全般における、諸課題にかかる協議検討を行い、部落差別問題の学習と理解共有の広がりと深まりの具体化を図る。併せて、広報活動を行うとともに、地区との連携も視野に入れた取り組みをするため、特区・地区代表者との連絡協議の場を設け、連携の強化を目指す。	常任委員	京都教務所 (リモート会議)	4~5回
			1-6-2	にて予算化

3. 教区研修会(学習会)

事業名	内 容	対 象	会 場	期日・回数
教区研修会 (学習会)	総会で開催する研修会(学習会)同様、年3回の研修会を教区にて行う。その研修会にかかる計画は、協議会委員を3班に分け、班体制にて、さまざまな差別問題に学ぶ研修会を計画し実施にむけた企画立案を行う。また、テーマ別に研修会を開催する。	僧侶 門徒 協議会委員	京都教務所 その他	3回
			1-6-1 <	子:900,000>

4. 特区·地区 研修会

事業名・内の容	対 象	会 場	期日・回数
特区・地区部落差別問題研修会 特区・地区で研修内容やテーマを決めての研修会を行 う。 (助成事業)	各地区 僧侶 門徒	寺院・教会等	1 回
		1-8-1-5<	子:450,000>

長浜特区内で行われる事業(長浜別院 一般会計)

事業名・内 容	対 象	会 場	期日・回数
特区部落差別問題研修会 特区内の14ヵ組で「部落差別問題研修会」を行う。	特区 僧侶 門徒	寺院・教会等	事前・本研修 各1回
		<=	子:560,000>
部落差別問題研修会「講師会」 特区内の講師同士の連絡協議と講師自身の学習の会と して開催する。	部落差別問題 研修会講師	長浜教務支所	2回
		<	子:50,000 >
代表者協議会 特区内の各組より選出された代表者との連絡協議の場を開き、組間の連携と協同を図る。また、組における課題や問題点の共有を図り、共同して課題改善にむけた協議を行う。	組代表者	長浜教務支所	1回
		<	子:45,000>
月例学習会輪読を基調とした学習の場を月例にて開催する。※毎月原則、第4金曜 19:00~21:00	僧侶 門徒	長浜教務支所	12回
			<予:0>

長浜特区関係資料

- 1. 「長浜教化センター」について
- 2. 2024 年度 長浜教化センター 教化方針 (案)
- 3. 長浜教化センター体制【組織図】(案)
- 4. 長浜教務支所での業務について

用語の整理

両別院・・・・長浜・五村別院のこと

輪番・・・・長浜・五村別院輪番のこと

「長浜教化センター」について

1、設置の趣旨

2022年8月に長浜・京都教区の両教区の教区会及び教区門徒会において、改編に関する「合意書」が議決されました。その「合意書」には、新教区の教化に関する方針を以下のとおり定めております。

広域教区となることを考慮し、新教区においても、現京都教区にて行われている「地区制」を 導入し、教化推進を図ると共に、他の地区と交流を行う。

長浜・京都教区の改編により発足する新教区は、より広域な教区となることを考慮し、京都教区 教化委員会規則で定められている「地区制」(京都教区には、組が 29 カ組あり、複数組が共同し、 地区を構成して地区を単位とした教化事業を行う)により教化推進を図ります。

長浜教区は、これまでの教化の取り組みを継続するため、京都教区の8地区と区別して「長浜 特区」とし、長浜別院に長浜教化センターを設置し、長浜・五村別院を中心とする教化事業を行い ます。

2、組織に求められる願い

長浜教区教化委員会では、「教区人による教化」を展開するために、長浜教区教化委員長(教務所長)のもとに、教区内の方が教化本部長に就任し、教区の声を反映しやすい教化本部制を用いてきました。

また、「教区改編に関する各組説明会」において、「新教区でも、今までどおりの事業を展開して欲しい」との声を全組から要望されていることから、改編後は、両別院を中心として、これまで培ってきた長浜教区の教化を継承するため、新たな「教化組織」を構築していくことが求められていました。

そのため、長浜別院に長浜教化センターを設置し、教化本部制のもとで、特区の教化活動の振興を図り、新教区の教化方針に基づき、長浜特区内の組及び両別院並びに特区に所属する諸団体と連携して、教化事業を推進するとともに地区との連動を図ります。

3、「特区」について

「長浜特区」の安定的な運営を図るため、他の地区と大きく異なる点は、以下のとおりです。

- ① 長浜別院に長浜教化センターを設置し、新教区の教化方針に基づき、両別院を中心とした 教化事業を行います。
- ② 京都教務所が教務所となり、長浜教務所は、長浜教務支所となり、支所に両別院の職員と 共に長浜特区の教化に関する事務を行うため、支所職員が配置されます。
- ③ 経費は、別院経常費及び新教区の特区に関する助成金を主な財源とします。

4、組織について

新教区では、新教区の教化委員会規則を定め、長浜教区の第12組~24 組・敦賀組を「長浜特区」とし、「長浜特区」のエリアが両別院の崇敬区域と同一であることから、教化地区の区分を規定するとともに、教化機関として長浜別院に長浜教化センターを設置します。

長浜教化センターでは、長浜別院輪番が就任する「教化センター長」の指揮のもと、両別院と教 務支所の職員が一体となり長浜教化センターの業務にあたります。

委員の構成について

長浜教化センターは、「教化センター長」、「教化センター本部長」、「本部専任委員」及び「部門委員」によって組織されます。

組織の体制について

- 一室二部門体制を執る。
 - ①「企画室」は、原則、事業を持たず特区教化に資する、シンクタンク的(現況把握・分析)な 役割を目指します。
 - ②「部門」は、事業を実施する上で、企画立案し、事業を組み立て遂行します。

5、長浜教化センターの方向性について

長浜教化センターが行う教化事業は、別院経常費及び教区からの助成金を財源とし、長浜別 院一般会計において経理して実施していきます。

長浜教化センターは、教区教化方針に基づき、教区・地区教化委員会との連携を通して、新教区発足後も、長浜特区内の要望に合わせた教化組織の変更や事業の方針を協議していきます。

- ① これまで、両別院が行ってきた伝統的な行事(報恩講・夏中等)や長浜教区で積み重ねてきた 教化に関する協議は、今後も長浜教化センター並びに別院責任役員会・院議会で続けていき ます。
- ② 長浜教化センターは、両別院並びに特区の諸団体に依頼し、各団体が企画する講座(研修会・間法会)は、会員だけを対象とせず、できる限り公開として開催し、間法の場が多くある環境を整えるようにします。

2024年度 長浜教化センター 教化方針(案)

1、長浜教化センターの運営方針について

(1)教化本部制による教化の推進

- ①特区全般の教化に関する現況と課題を把握し、課題に対する協議検討を行う。
- ②「組教化推進協議会」「組教導連絡協議会」を基点とした柔軟な協議の場を創造する。

(2)教化本部について

企画室で計画された提案内容について、部門幹事と協議検討を行い、承認するセクションとして設置する。

また、各部門での事業を総合的に点検し、課題や問題点に対応していくため協議検討し、課題改善に向けた取り組みを行う。

なお、特区の教化全般における推進を考え、部門・特区諸団体との連絡調整を図るとともに、 連携の強化を目指す。

2、一室二部門による教化の推進

(1)企画室

特区教化全般に関する中枢機関として役割を担う。特区全体に亘る教化事業を点検し、組・寺院・特区諸団体の現況と課題を把握するとともに、調査研究・課題抽出作業をもとに協議検討を行う。

また、部門・特区諸団体との連絡調整ならびに、諸課題に対応し改善すべく、新たなる提案を行う。

【業務と役割】

- ●特区内の組・寺院全般に関する課題協議ならびに連携の強化を目指す
- ②特区内の組との教化連携(情報・広報等の伝達)を目指すシステム構築に向けた協議
- 3両別院の教化に関するサポート
- 4両別院諸団体に関するサポート

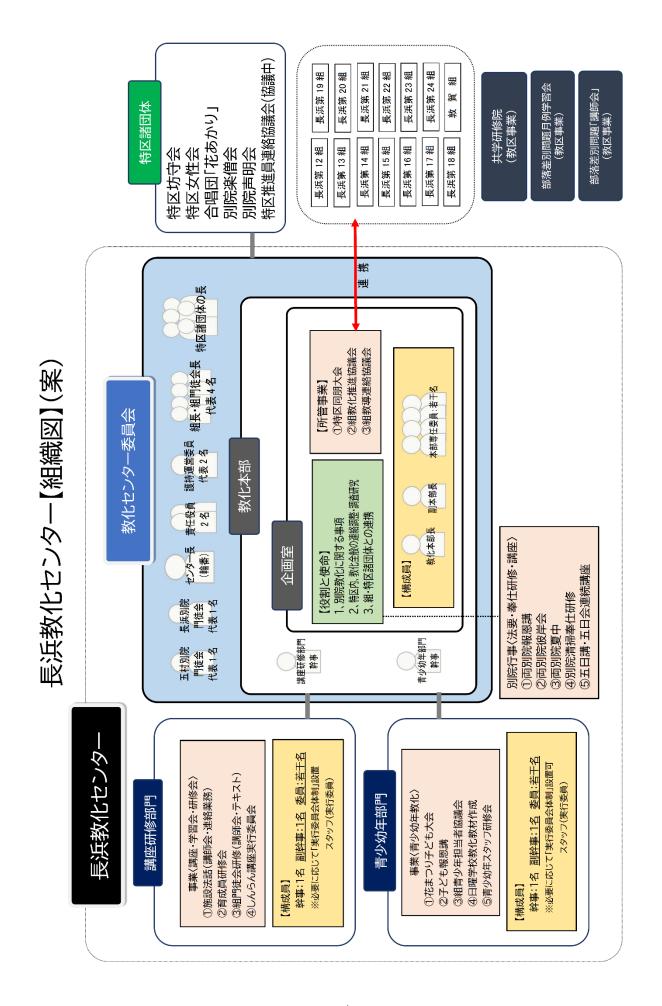
(2)講座研修部門

教化事業を遂行する部門として、所管事業を受け持ち、各事業に込められた趣旨を踏まえ、 現況を見据えた教化事業の計画をするとともに、実施・運営までの業務を受け持つ。また、事業 にかかる課題改善に向けた点検を行う。

なお、必要に応じて、実行委員会体制を執ることができる。併せて、適宜、スタッフを要請する。

(3)青少幼年部門

青少幼年教化事業を遂行する部門として「花まつり子ども大会」「子ども報恩講」等の所管事業を受け持つ。また、各事業に込められた趣旨と願いを踏まえ、現況を見据えた教化事業の企画立案と実施運営を行うとともに、課題改善に向けた事業の点検を行う。なお、必要に応じて、実行委員会体制を執ることができる。併せて、適宜、スタッフを要請する。



長浜教務支所での受付業務について

	I			
No.	内容	取扱	承認書等の交付方法	備考
1	死亡届	0	-	
2	得度願	0	-	願事礼金は指定口座へ振込
3	住職任命申請	0	-	願事礼金は指定口座へ振込
4	代務者任命申請	0	教務所から郵送	願事礼金は指定口座へ振込
5	帰俗・僧籍移転	0	教務所から郵送	願事礼金は指定口座へ振込
6	第2種共済申請(新規)	0	教務所から郵送	共済拠出金は指定口座へ振込
7	第2種共済申請(継続)	×	教務所から郵送	共済拠出金は指定口座へ振込
8	第2種共済給付申請(寺院の災害・火災等の報告)	×	-	教務所へ連絡
9	出仕願	0	-	
10	責任役員・総代届	0	-	
11	宗派への登記完了届	0	-	
12	寺院規則変更申請	×	教務所から郵送	願事礼金不要の変更のみ○
13	法人解散申請	×	教務所から郵送	
14	法人財産処分申請	×	教務所から郵送	
15	本山主催の研修会参加申込	0	-	冥加金は指定口座へ振込
16	組門徒会員の変更報告	0	教務所から郵送	
17	衣体・法要座次申請	0	教務所から郵送	願事礼金不要の変更に限る
18	相続講金(現金)による院号申請(再授与を含む)	0	教務所から郵送	相続講金等は指定口座へ振込
19	相続講金(現金)による真宗本廟収骨申請	0	支所交付	相続講金は指定口座へ振込
20	本山申経・永代経申請	0	支所交付	読経志は指定口座へ振込
21	相続講予納による院号申請	0	教務所から郵送	
22	相続講予納にによる真宗本廟収骨申請	0	支所交付	
23	寺院用授与物申請	0	教務所から郵送	授与礼金は指定口座へ振込
24	寺院用院号願	0	教務所から郵送	願事礼金は指定口座へ振込
25	寺族・責任役員及び総代用御香・弔詞の授与	0	支所交付	門徒用御香の授与は廃止
26	寺族用結婚念珠	0	支所交付	
27	門徒用結婚念珠	0	支所交付	
28	門徒用授与物(御本尊等)	0	教務所から郵送	授与礼金は指定口座へ振込
29	本山発行のパンフレット交付(無償)	0	支所交付	
30	宗派経常費の納金	*	-	教務所窓口または指定口座へ振込
31	賦課金の納金	*	-	教務所窓口または指定口座へ振込
32	法要御香儀の納金	*	-	教務所窓口または指定口座へ振込
33	教区費・会館護持金の納金	*	-	教務所窓口または指定口座へ振込
34	本山書籍の販売	×	本山から郵送	ネットのみの注文
35	門徒の災害・火災等の報告	×	-	教務所へ連絡
36	住職・坊守の死亡(通夜・葬儀)の連絡	×	-	教務所へ連絡
37	得度考査	×	-	教務所へ連絡
	V が 地 反 ※ 日 ト : 1 左 間 は			おに思わる始入市変まなし、まま

※新教区発足から1年間は、京都教務所から職員が期日を定めて支所に出向し、御依頼に関わる納金事務を行います。

新教区の予算概要

「新京都教区事業費会計歳入歳出予算(素案)」は、新教区で想定される収入支出について、新教区準備委員会「財務小委員会」で詳細に積み上げを行い作成したものです。

改編初年度の 2024 年度は、コロナの影響による両教区事業費会計の繰越額に余裕があるため無理のない予算編成ができます。

しかしながら、宗派経常費の御依頼額減額に伴う教化交付金の減少による影響から、 2025 年度以降は、財政調整資金(教区の予算を安定させるための資金)からの繰入が必 要な状況となっております。

安定的な教区運営のために、引き続き、予算について参事会・常任委員会を中心に、教 区教化委員会・教区財政委員会等での協議を深めるとともに、1門徒指数あたりの宗派 経常費御依頼額の全国平準化を宗派に要望いたしております。

【収入】

- ・「交付金」は、内局の宗派経常費御依頼割当の方針に基づき、2024年度の宗派経常費御 依頼額を288,337,500円と想定して予算額を計算しております。そのため、予算額は、 実際の宗派経常費御依頼額によって増減することがあります。
- ・「教区費」は、「第3回門徒戸数調査結果に対して、門徒指数が約2,000減少している」という現状ではあるものの、「懇志金の総額が両教区の2019年度の1門徒指数あたりの負担額を超えない」ことを条件に、想定交付金額に基づいて算出いたしました。

【支出】

- ・交付金収入が大きく減額しておりますが、「教学費」は、予算規模を出来得る限り維持 しました。また、特区・地区、組への助成金・補助金は、これまでと同様の額になるよ う極力配慮し調整いたしました。
- ・「会議費」は、教区会議員の総数が減じられることを想定した状態で計上しております。

2024~2027年度 新京都教区 事業費会計歳入歳出予算 (素案)

2027年度

備考

2023年度収納想定額(同朋会員志除く)の17%

2026年度

【歳入の部】

2024年度

2025年度

1	交付金	41,735,797	45,999,875	45,504,750	45,009,625	※2023年度想定収納額:320,375,000円 ※2024年度想定御依頼額:288,337,500円			
2	還付金	1,775,000	1,775,000	1,775,000	1,775,000	同朋会員志収納額の10%			
3	助成金	17,180,000	17,180,000	17,180,000	17,180,000	教化助成金・事業助成金・事務助成金			
4	教区費	38,386,634	38,386,634	38,386,634	38,386,634	教区費:33,016,234 会館護持金 5,370,000			
5	冥加金	2,050,000	2,050,000	2,050,000	2,050,000	教区教化事業(教師検定準備学習会・得度学習会等) の参加費			
6	回付受金	0	5,530,191	6,025,316	6,520,441	歳計に不足が生じた場合に、財政調整資金からの 繰入を想定			
7	雑収入	1,949,000	1,949,000	1,949,000	1,949,000	賦課金事務手数料・預金利息等			
8	繰越金	25,000,000	14,657,300	14,657,300	14,657,300	1款から6款の合算*10%+予備費			
	合計	128,076,431	127,528,000	127,528,000	127,528,000				
	【歳出の部】	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	備考			
1	教学費	52,733,000	52,733,000	52,733,000	52,733,000	教区教化事業費、地区・組・団体への助成金、教 化関係会議費			
2	策励費	4,967,000	4,967,000	4,967,000	4,967,000	組事務費・巡回助成金・派遣費・相続講管理費			
3	会議費	9,386,000	9,386,000	9,386,000	9,386,000	教区会・教区門徒会・諸会議の旅費・日当・宿泊 補助			
4	教務所費	32,750,000	32,750,000	32,750,000	32,750,000	教務所・支所の人件費、事務費、通信費、発行 費、備品費、衛生費、渉外費、旅費、選挙費			
5	管理費	4,650,000	4,650,000	4,650,000	4,650,000	会館管理費、役宅管理費、公用車管理費			
6	負担金	2,087,000	2,087,000	2,087,000	2,087,000	各種負担金、連区負担金			
7	回付金	15,728,431	15,180,000	15,180,000	15,180,000	各特別会計、積立金、保管金への回付			
8	同朋会員志還付金	1,775,000	1,775,000	1,775,000	1,775,000	還付金収入と同額を支出			
9	予備費	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	予算超過、または予定外の支出に対応する予備費 (1億3千万円の3%)			
	合計	128,076,431	127,528,000	127,528,000	127,528,000				
	36 / 37								

2023年度	長浜 京都	2022年度	長浜 京都	2019年度	長浜 京都	備考
	11,936,679		11,089,616		12,408,017	
50,449,579	38,512,900	50,799,316	39,709,700	57,605,704	45,197,687	
1 725 405	458,495	1 700 500	461,500	1 7/2 010	476,810	
1,725,495	1,267,000	1,728,500	1,267,000	1,743,810	1,267,000	
16,870,000	6,535,000	14,845,000	5,985,000	6,735,000	3,675,000	教務所旅費・事務費は、本山から教区に助成され、教区事業費会計
10,870,000	10,335,000	14,045,000	8,860,000	0,735,000	3,060,000	中で処理するようになったため増額
32,571,450	14,787,000	33,284,430	15,343,000	37,557,533	15,421,000	
32,371,430	17,784,450	33,204,430	17,941,430	31,331,333	22,136,533	
412,000	297,000	1,465,000	265,000	2,195,000	645,000	
412,000	115,000	1,405,000	1,200,000	2,133,000	1,550,000	
5,712,905	3,745,356	1,928,582	1,073,211	3,762,872	852,292	
3,712,303	1,967,549	1,320,302	855,371	3,102,012	2,910,580	
2,404,940	983,618	3,013,673	1,222,881	1,253,305	1,235,969	
2,404,340	1,421,322	3,013,073	1,790,792	1,200,000	17,336	
30,753,631	7,056,852	31,085,499	9,109,792	12,226,776	5,365,912	
30,733,031	23,696,779	31,003,433	21,975,707	12,220,110	6,860,864	
140,900,000	45,800,000	138,150,000	44,550,000	123,080,000	40,080,000	
140,300,000	95,100,000	130,130,000	93,600,000	123,000,000	83,000,000	
2022年帝	長浜	2022年	長浜	2010左座	長浜	
2023年度	京都	2022年度	京都	2019年度	京都	
49,497,942	14,870,442	53,241,590	15,243,090	56,212,249	16,551,449	 交付金1600万円減(2019年度比)の影響による予算減額
	34,627,500		37,998,500		39,660,800	
6,839,500	1,603,500	6,589,500	1,553,500	9,404,500	2,268,500	 完納記念品廃止のため減額
	5,236,000		5,036,000		7,136,000	
11,140,000	2,090,000	8,760,000	1,810,000	9,210,000	1,460,000	
	9,050,000		6,950,000		7,750,000	
35,695,000	14,185,000	34,120,000	14,120,000	20,020,000	9,280,000	 教務所旅費・事務費を事業費会計に計上したため増額
	21,510,000		20,000,000		10,740,000	
1,830,000	1,430,000	2,030,000	1,430,000	700,000	300,000	 役宅費、公用車管理費、営繕費を事業費会計に計上したため増額
	400,000		600,000		400,000	
2,080,000	480,000	2,030,000	630,000	2,200,000	800,000	
	1,600,000		1,400,000		1,400,000	
20,358,436	8,460,186	18,299,644	7,360,814	17,398,053	6,442,153	 役宅費、公用車管理費を5款管理費に移管のため減額
	11,898,250		10,938,830		10,955,900	
1,725,495	458,495	1,728,500	461,500	1,743,810	476,810	
	1,267,000		1,267,000		1,267,000	
11,733,627	2,222,377	11,350,766	1,941,096	6,191,388	2,501,088	
	9,511,250		9,409,670		3,690,300	
140,900,000	45,800,000	138,150,000	44,550,000	123,080,000	40,080,000	
,	95,100,000	,200,000	93,600,000	, ,	83,000,000	